

議案第1号

平成30年4月15日執行清須市議会議員一般選挙に係る
ポスター掲示場設置場所について

平成30年4月15日執行清須市議会議員一般選挙に係るポスター掲示場
設置場所を別紙のとおりとする。

平成30年2月13日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 鈴木 勝

【提案理由】

ポスター掲示場について公職選挙法第144条の2第3項では「市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。」と規定しており、同条第4項の「市町村の選挙管理委員会は、掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。」との規定を受け場所の決定を行うものです。